特別用途食品の許可等に関する委員会運営規程

平成 29 年 5 月 31 日
消 費 者 庁 次 長 決 定
最終改正　令和２年９月 18 日

（組織）
第１条　本委員会は、常時、委員４人以上で開催する。
２　本委員会に、審議内容に合わせた特別の事項を審議する臨時委員を置くことができる。

（委員長）
第２条　本委員会に委員長を置き、委員会の互選で選出された者がこれにあたる。
２　委員長は、委員会の事務を掌理する。

（目的）
第３条　本委員会は、健康増進法第 43 条の規定に基づく特別用途食品の許可等に関して、許可の適否等について意見するための調査審議を行うことを目的とする。

（活動）
第４条　本委員会は、第３条に定められた目的を達成するために、次の事項について、妥当であるか審議する。
一　特別用途食品の既存の規格の見直し及び新規区分の追加に係る要望
二　特別用途食品のうち個別評価型病者用食品に係る申請内容
２　委員長は、必要があると認めるときは、前項の規定以外に、第３条の目的を達成するための活動を委員会に行わせることができる。

（委員等の選任）
第５条　委員は、学識経験のある者のうちから、消費者庁次長が選任する。
２　臨時委員は、当該専門の事項に関し、学識経験のある者のうちから、委員長が選任する。

（委員の任期等）
第６条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残

任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
３　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。
４　委員及び臨時委員は、非常勤とする。
５　委員長に事故があるときは、委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

（議事）
第７条　本委員会は、委員の過半数が出席（委員長が必要と認めるときには、テレビ会議システムを利用した出席を含める。以下同じ。）しなければ、会議を開き、議決することができない。
２　本委員会の議事は、委員会に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員会の招集）
第８条　本委員会は、委員長が招集する。
２　委員長は、委員会を招集するときは、その期日の５日前までに、日時、場所及び付議事項を記載した書面を委員に送付しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

（委員以外の者の出席）
第９条　委員長は、必要であると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
２　委員以外の者は委員長の承認を得て、委員会に出席し、意見を述べることができる。

（委員が出席できない場合）
第 10 条　委員は、委員会に出席することができない場合であっても、委員長の承認を受けた時は、委員会において文書によりその意見を表明し、議決に参加することができる。臨時委員もこれに準ずるものとする。
２　委員は、委員会に出席することができない場合であっても、あらかじめ委員長の承認を得て定めた代理人を委員会に出席させ、その意見を表明し、議決に参加することができる。臨時委員もこれに準ずるものとする。
３　前２項の規定により委員会においてその意見を表明し、議決に参加する場合には、当該委員の出席があったものとみなす。臨時委員もこれに準ずるも

のとする。

（緊急議案）
第 11 条　委員会に出席した委員の３分の２以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

（委員会の公開）
第 12 条　本委員会及び議事録は、第４条第１項第１号については、公開する。また、第４条第１項第２号については、原則として、非公開とする。ただし、議事要旨については、委員長が認めた場合、これを公開する。

（委員会の開催頻度）
第 13 条　本委員会は、原則として年に一度の頻度で開催する。

（庶務）
第 14 条　本委員会の庶務は、消費者庁食品表示企画課において処理する。

附　則

この規程は、令和２年９月 18 日から施行する。